

指定短期入所生活介護 重要事項説明書

短期入所生活介護の提供に当たり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次の通り説明します。

1 運営方針

少人数単位のケア、一人一人の個性を尊重、「施設」から「住まい」への転換をはかり、できるだけ家庭と変わらない普通の生活ができるよう心掛けていきます。

- 大きな家、多くの家族が暮らす住まい

80名の方がゆっくりと暮す大きな家。

60人程度のスタッフもみんなの家族です。

- 普通の暮らしがここにある

できるだけ家族と変わらぬ雰囲気を保ちたい。だから普通の暮らしがあります。

- 個性の尊重

利用者の生まれ育った環境、生活は十人十色。

それぞれの生活のリズムを尊重します。

- 花と緑の住空間

ちょっとした花や緑。潤いがあり、清潔感のある環境を提供します。

- いつでも家族や地域の方がいっぱい

ほまれの家では家族や地域の人、ボランティアの方がいつでも気軽に来られる雰囲気です。

2 事業者（法人）の概要

事業者	社会福祉法人 招福会
所在地	千葉県野田市目吹1511-3
代表者	理事長 飯田 久夫
設立年月	2002年8月3日
電話番号	04-7120-1033

3 事業所の概要

(1) 事業所の概要

事業所	ショートステイほまれの家
指定番号	千葉県1271300509号
所在地	千葉県野田市目吹1511-3
管理者	千葉 智広
開設年月日	2003年9月1日
電話番号	04-7120-1033
FAX番号	04-7421-0705

(2) 設備の概要

居室	4人室：2室 ・ 1人室：2室
静養室	1室
医務室	1室
食堂兼談話室	1室
機能訓練室	1室
浴室	一般浴槽、特殊浴槽
その他	洗面設備、便所、厨房、洗濯室

(3) 事業所の職員体制（介護老人福祉施設と兼務）

	常勤	非常勤	計
管理者	1		1
医師		1	1
生活相談員	1	1	2
管理栄養士	1		1
機能訓練指導員	1（看護職兼務）		1
事務職員	2		2
看護師	3	1	4
介護職員	31	8	39
介護支援専門員	1（生活相談員兼務）		1
その他		2	2

(4) 営業日と定員

営業日	月曜日から日曜日（ただし日曜日の送迎は行っていません。）
定員	10名

4 提供サービス

①短期入所生活介護計画の作成

利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、短期入所生活介護計画を作成します。その内容を利用者又は代理人に説明し同意を得ます。短期入所生活介護計画を作成した際は、当該計画を利用者に交付します。利用者を担当する居宅介護支援事業所等と連携をとること等により、利用者の心身の状況等を踏まえて、必要な介護及び機能訓練等の援助を行います。

②食事

栄養並びに利用者の身体状況・嗜好を考慮した食事の提供を、適切な時間に行います。また、利用者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂等で食事を摂ることを支援します。

朝食：8時00分～

昼食：12時00分～

夕食：18時00分～

③入浴

浴室は、一般浴室・特別浴室の2ヶ所と個浴があります。ご利用者の身体状況に適した浴室で入浴をしていただくことになります。

入浴前には、血圧・検温のバイタルチェック及び、日頃の生活状態と照らし合わせを行い、入浴可能かどうか判断いたします。入浴できない場合はタオルで体をお拭きいたします。

④介護

利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行います。

⑤機能訓練

機能訓練指導員により、利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営む上で必要な生活機能の改善又は維持するための機能訓練を実施します。

⑥生活相談

利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はご家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

⑦健康管理

医師及び看護職員により、日常の健康相談や定期的な血圧測定など、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて、健康保持のための適切な措置を行います。

⑧治療食の提供

治療食は次の種類があります。医師の食事処方箋に基づき治療食の必要がある場合にご用意いたします。（腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、減塩食等）

⑨その他のサービス

理美容師の出張による理美容サービスやレクリエーションや行事などを行います。

5 利用料金

(1) 利用料金（1日あたり）

お支払い頂く料金は、別紙[利用料金表]のとおりです。

(2) その他の費用

レクリエーションや 外出行事に要する費用	希望者のみ実費相当額。（事前にお知らせします。）
理美容代	実費相当額。

(3) キャンセル料

入所前にご利用者様及びご家族様のご都合でサービスを中止する場合、次のキャンセル料がかかります。

入居の前々日午後5時までに ご連絡頂いた場合	無料
入居の前々日午後5時までに ご連絡がなかった場合	入居日の利用料100%+食費1,545円+ おやつ代100円（介護保険分も含む） 入居次日の利用料100%（介護保険分も含む）

(4) 利用途中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。

※以下の事由に該当する場合、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・利用者が中途退所を希望した場合
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

(5) サービス利用契約の終了

①お客様のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、5日以上の猶予をおいて文書でのお申し出により、解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

②自動終了

- ・お客様が介護保険施設に長期入所した場合
- ・お客様がお亡くなりになった場合
- ・介護保険給付でサービスを受けているお客様の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合

※この場合に限り、予約を有効にしたまま、契約条件を変更して再度契約することができます。

③お客様が、サービス料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず7日以内に支払われない場合、お客様やそのご家族などが当施設や当施設の従業員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、または、やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は1ヶ月前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがございます。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

(6) 利用料金のお支払い方法

利用料は、別紙[利用料金表]に定める料金を基に1ヶ月ごとに計算し、当月の利用合計額の請求書を翌月15日に発送いたしますので請求された月の25日までに次のいずれかの方法でお支払いください。

- ・銀行引落（千葉興業銀行口座のみ対応、25日が土日祝の場合は銀行翌営業日）
- ・指定口座への振込（振込手数料はご負担いただきます）
- ・現金持参

6 代理人等について

(1) 事業所では、契約締結に当たり、代理人、連帯保証人及び身元保証人の設定をお願いしています。

①代理人は、利用者のご家族又は縁故者若しくは成年後見人等の中から選任していただくものとします。

②代理人は原則として連帯保証人を兼ねることとします。但し、事業所と代理人と協議の上、代理人とは別の者を連帯保証人とすることができるものとします。

③連帯保証人は身元保証人を兼ねるものとします。

(2) 代理人の職務は、次の通りとします。

①利用者に代わって又は利用者とともに、解約・解除の意思表示及び手続き、その他利用者を代理して行う意思表示、事業所の意思表示や報告・通知の受領、事業所との協議等を行うこと。

②利用者を代理して、又は利用者に代わって、サービス利用料等を支払うこと。

(3) 連帯保証人の職務は次の通りとします。

利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担すること。

(4) 身元保証人の職務は、次の通りとします。

利用契約が終了した後、事業所に残された利用者の所持品（残置物）を利用者自身が引き取れない場合の受取り及び当該受取り又は処分にかかる費用を負担すること。

(5) 連帯保証人の負担する保証債務の内容は以下のとおりとします。

①連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者、代理人又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。

②事業所は、連帯保証人から請求があったときは、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

③連帯保証人が死亡又は破産手続開始決定を受けた場合、もしくは連帯保証人について成年後見が開始された場合は、利用者又は代理人は別の連帯保証人を選任するものとします。

7 サービス利用に当たっての留意事項

(1) ご来所の際

①利用者又は代理人は、体調の変化があった際には事業所の従業者にご一報ください。

②利用者は事業所内の機械及び器具を利用される際、必ず従業者に声をかけてください。

(2) 禁止行為

以下の行為につきましては、ご遠慮ください。

①喫煙・飲酒

②従業者又は他の利用者に対し、ハラスメントその他の迷惑行為を行うこと

③事業所内でのご利用者様同士の金銭及び食物等のやりとり

- ④従業者に対する贈物や飲食のもてなし
- ⑤従業者及び他の利用者に対する身体的・精神的暴力
- ⑥その他決められた以外の物の持ち込み

8 緊急時の対応

ご利用者に体調の変化等があった場合は、主治医又は医療機関に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

9 非常災害対策

・業務継続計画の策定等について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

・防災設備

常警報装置、管轄消防署への非常通報装置、スプリンクラー設備、非常用散水栓、消火器、避難用すべり台、非常放送設備を備えております。

・防災訓練

定期的に避難訓練及び消火訓練を行います。（年3回以上）

・防災責任者 千葉 智広

10 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、代理人、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

11 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及び代理人へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

12 高齢者虐待の防止、尊厳の保持

利用者の人権の擁護、虐待の防止のために、研修等を通して従業員の人権意識や知識の向上に努め、利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

利用者の人権及びプライバシーの保護、ハラスメントの防止等のため業務マニュアルを作成し、従業員教育を行います

13 第3者評価の実施状況

実施 済 ・ 未

14 サービス内容に関する要望・苦情

(1) 当施設ご利用者様相談・苦情担当

①ショートステイほまれの家

電話番号：04-7120-1033

担当部署：お客様相談室

受付時間：月曜日～金曜日 午前9時00分 ～ 午後5時00分

②施設以外に、市町村の相談・苦情窓口等でも受付けています。

市町村名：野田市 高齢者支援課

電話番号：04-7125-1111

③第三者委員

中村 好江

海老原 孝男

電話番号：04-7120-1033

15 損害賠償

当事業所において、事業所の責任により利用者に生じた損害については、事業所は、速やかにその損害を賠償します。ただし、損害の発生について、利用者又は代理人に故意又は過失が認められた場合には、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。

事業所は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業所は損害賠償責任を免れます。

- ①利用者又は代理人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- ②利用者又は代理人が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- ③利用者の急激な体調の変化等、事業所が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- ④利用者又は代理人が、事業所及び従業者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

16 個人情報の使用に関して

事業所が利用者及び代理人、身元引受人、家族の個人情報を下記の利用目的の必要最低の範囲内で使用・提供または収集することがあります。

1.利用期間

介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

2.利用目的

- (1) 介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため
- (2) 利用者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報共有のため
- (3) 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等との連絡調整のため
- (4) 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合及び主治医等の意見を求める必要のある場合
- (5) 利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため
- (6) 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議
- (7) その他サービス提供で必要な場合
- (8) 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

3.使用条件

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しない。また利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。
- (2) 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。

17 秘密保持

事業所及び従業者は、業務上知り得た利用者及び代理人の秘密を洩らさないことを厳守します。また、退職後においてもこれらの秘密を漏らさない旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

令和 年 月 日

短期入所生活介護ご利用に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事 業 者

(所在地) 千葉県野田市目吹字二ツ塚 1 5 1 1 - 3

(名 称) ショートステイ ほまれの家

(説明者) 所 属 生活相談員

氏 名 平野 光俊 印

私は、契約書および本書面により、事業者から短期入所生活介護についての概要事項の説明を受けました。また、私および私の家族の個人情報について、必要な場合はサービス担当者会議等において使用することに同意します。

利 用 者 (住 所) _____

(氏 名) _____ 印

(代 理 者) (住 所) _____

(氏 名) _____ 印

(連帯保証人) (住 所) _____

(氏 名) _____ 印

(身元引受人) (住 所) _____

(氏 名) _____ 印

※本重要事項説明書と同時に「契約書」にも署名・捺印し、それをもって契約開始となります。

重要事項説明書

(ショートステイ)

社会福祉法人 招福会
ほまれの家